

社会福祉法人 西之表市社会福祉協議会
指定第1号通所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人西之表市社会福祉協議会が開設する社会福祉法人西之表市社会福祉協議会「生きいきデイサービスセンター」(以下「事業所」という。)が行う西之表市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「従業者」という。)が、要支援状態にある高齢者等に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持及び回復を図ることに努める。
- (2) 利用者の社会的孤独感の解消や生活機能の維持及び向上並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努める。
- (3) 事業の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉のサービス提供機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人西之表市社会福祉協議会「生きいきデイサービスセンター」
- (2) 所在地 鹿児島県西之表市桜が丘7779番地94

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、事業所に対する通所型サービスの利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 看護職員 2名以上
看護職員は、利用者の健康状態の確認、身体状況の把握及びその他の通所型サービスの提供に当たる。
- (4) 介護職員 3名以上
介護職員は、通所介護計画に基づいた通所型サービスの提供に当たる。
- (5) 機能訓練指導員 1名(看護職員と兼務)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、必要がある場合は営業時間を変更することができる。
- (3) サービス提供時間 午前10時から午後3時30分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、25人とする。

(事業の内容)

第7条 通所型サービスの内容は、指定居宅介護支援事業者等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所と利用者等との協議によって選定し、サービスを行うものとする。

- (1) 利用者居宅への送迎
- (2) 健康状態の確認、日常生活上の世話
- (3) 機能訓練及びレクリエーション
- (4) 相談・援助

(通所介護計画の作成等)

第8条 通所型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成及び変更の際には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得るものとする。また、同意を得た通所介護計画は、利用者又はその家族に交付するとともに、各自1部保管するものとする。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいた各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(事業の利用料等)

第9条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、市町村が定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料の1割、2割又は3割を本人負担額とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

①食費 650円(おやつ代を含む)

②その他利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、西之表市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は、通所型サービスの提供を受ける際には、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(2) その他身体の安全に留意し、職員の指示、助言が必要な場合は、それに従うこと。

(事業の利用契約)

第12条 事業所は、通所型サービスの提供の開始にあたり、利用者及びその家族に対して利用契約書等の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族と利用契約を締結するものとする。

(衛生管理及び従業者の健康管理)

第13条 事業所は、事業に使用する用備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(緊急時等における対応)

第14条 従業者は、通所型サービスの提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

3 事業所は、通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第16条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について通所介護従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 通所介護従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。

(4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(身体拘束等の制限)

第18条 従業者は、通所型サービスの提供にあたっては、利用者本人又は他人の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、その場合には、身体拘束等を行った日時、理由及び態様等について記録しなければならない。

(秘密保持)

第19条 事業所及び従業者は、正当な理由がある場合を除き、利用者又はその家族について業務上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。また、その必要な措置を講じる。なお、本業務を辞した後も同様とする。

(苦情処理)

第20条 事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行うため、利用者の相談・苦情解決実施要領を定める。

- 2 事業所は、提供した通所型サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 4 事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第21条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- 2 この事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他必要な重要事項を利用者が見やすい場所に掲示する。
- 3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 4 事業所は、通所型サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5ケ年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人西之表市社会福祉協議会が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月15日から施行する。